

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の一部改正について

1 改正の理由

・滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年滋賀県条例第1号。以下「条例」という。）付則第2項の規定に基づき、条例施行後の自転車を取り巻く状況等を勘案し、条例の施行の状況について検討したところ、自転車損害賠償保険等の加入について一層促進する必要があると認められることから、その加入の義務等に係る規定を見直すため、条例の一部を改正しようとするものです。

※ 付則第2項 県は、この条例の施行後3年を目途として、自転車を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 主な改正内容（素案）

対象者	改正前		改正後（検討案）	
自転車利用者	○	保険加入の義務付け	○	①保険加入の義務付け 【追加】 <u>自転車利用者が未成年の場合は、保護者に保険加入の義務付け</u>
自転車貸付業者	○ ○	①貸出時に保険加入の有無の確認 ②確認できない者に対する情報提供および加入の勧奨	○ ○	【改正】 ① <u>借受人が被保険者となる保険加入の義務付け</u> ② <u>加入している保険内容の情報提供の義務付け</u>
事業者	○	事業活動において利用する際の保険加入の義務付け	○ △	①事業活動において利用する際の保険加入の義務付け ②【追加】 <u>自転車を利用して通勤する従業者に対し、保険加入の有無の確認および確認できない者に対する保険等の加入に関する情報提供</u>
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校の長	×		△ △	【追加】 ① <u>通学時に自転車を利用する児童等に対し、自転車保険加入の有無の確認</u> ② <u>確認できない者に対する保険等の加入に関する情報提供</u>

○：義務、△：努力義務

※ 上記の他、現行条例において、自転車小売業者には販売時に保険加入の有無の確認等、県には保険加入の促進のための情報提供等がすでに義務付けられているところ。

3 今後の主なスケジュール（予定）

令和元年12月16日 条例素案について常任委員会で報告

令和元年12月 県民政策コメントの実施

令和2年2月 県民政策コメントの結果を常任委員会で報告

令和2年2月 県議会2月定例会議上程

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例案 要綱案

1 改正の理由

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年滋賀県条例第1号。以下「条例」という。）付則第2項の規定に基づき、条例施行後の自転車を取り巻く状況等を勘案し、条例の施行の状況について検討したところ、自転車損害賠償保険等の加入について一層促進する必要があると認められることから、その加入の義務等に係る規定を見直すため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならないこととします。（第14条関係）
- (2) 自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付事業者」という。）は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならないこととします。（第14条関係）
- (3) 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者があるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認するよう努めなければならないこととし、その確認ができないときは、当該従業者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。（第15条関係）
- (4) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒または学生があるときは、当該児童、生徒または学生に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認するよう努めなければならないこととし、その確認ができないときは、当該児童、生徒および学生ならびに当該児童および生徒の保護者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならないこととします。
(第15条関係)
- (5) 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を借り受けようとする者に対し、自らの加入している当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供しなければならないこととします。（第15条関係）
- (6) この条例の施行後3年を目途として、自転車を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとします。（付則関係）
- (7) その他

- ア この条例は、令和2年10月1日から施行することとします。ただし、(3)、(4)およびイの一部は、同年4月1日から施行することとします。
- イ その他必要な規定の整理を行うこととします。